第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（平成 11 年度から平成 15 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{11} = 0.021$

$D_{12} = 0.020$

$D_{13} = 0.020$

$D_{14} = 0.013$

$D_{15} = 0.013$

算式VI

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{560\text{円} \times A}$$

算式VIの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式VIの符号中 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、そ

第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（平成 11 年度から平成 15 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{11} = 0.021$

$D_{12} = 0.020$

$D_{13} = 0.020$

$D_{14} = 0.013$

$D_{15} = 0.013$

算式VI

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{607\text{円} \times A}$$

算式VIの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式VIの符号中 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、そ